

「三次市投票区再編計画(案)」に関する
パブリック・コメント実施要領

1 実施目的

令和5年度から進めてきた三次市投票区再編計画(案)について、市民のみなさまから幅広くご意見を伺い、計画策定に向けて検討材料にさせていただくため、パブリック・コメント(意見の募集)を行います。

2 実施期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月21日(金)まで

3 実施方法

(1) 閲覧資料の内容

「三次市投票区再編計画(案)令和8年7月」

(2) 関係資料の閲覧場所

- ア 三次市ホームページ
- イ 市役所1階総合案内
- ウ 市役所東館3階 選挙管理委員会事務局
- エ 三次市役所各支所窓口

(3) 意見等を提出できる人

- ア 市内に住所を有する人
- イ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
- ウ 市内に存する事務所または事業所に勤務する人
- エ 市内に存する学校に在学する人
- オ 「三次市投票区再編計画(案)」に利害関係を有する人

(4) 意見の提出方法

「ご意見記入用紙」に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

ア 持参の場合:市役所1階総合案内、市役所東館3階 選挙管理委員会事務局または三次市役所各支所窓口へ持参

イ 郵送の場合:〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市選挙管理委員会事務局 宛

ウ ファックスの場合:0824-62-6289 へ送信

エ 電子メールの場合:senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp へ送信

(※「ご意見記入用紙」を添付してください。)

オ LINE の場合:三次市公式 LINE のトーク画面から提出

※持参・郵送の場合は、最終日の開庁時間内必着、ファックス・電子メール・LINE の場合は、送信記録が最終日までのものを有効とします。

4 意見のとりまとめ

提出のあった意見については十分に考慮の上、市の考えとともに整理して公表します。公表の際には、ご意見の内容のみを公表し、住所・氏名などの個人に関する情報は公表しません。また、他の目的で使用することはありません。

なお、個々のご意見に直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 提出にあたっての注意事項

匿名・無記名のものや「3 (3) 意見等を提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については無効とします。

〔問い合わせ先〕

三次市選挙管理委員会事務局

電話:0824-62-6195

ファックス:0824-62-6289

電子メール:senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp